

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則

令和4年1月14日最高裁判所告示第1号

(規則第二条第一項に規定する事項を入力する方法)

第一条 民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号。以下「規則」という。）第二条第一項（規則第四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項（同項において準用する場合にあっては、当該文書をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録）を入力する方法は、次に掲げる要件のいずれにも該当する電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法とする。

- 一 ファイル形式がPDF形式であること。
- 二 出力した場合における用紙の大きさを日本産業規格A4とすること。

(識別符号の付与の方法等)

第二条 規則第二条第二項（規則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する識別符号（以下単に「識別符号」という。）は、電子申立て等をしようとする者が、裁判所から電子申立て等のために用いる情報システム（識別符号を付与することができるもの）に接続する方法について通知を受けた後、その者の使用に係る電子計算機から、次の各号に掲げる事項を当該情報システムに登録することにより、付与されるものとする。

- 一 氏名
 - 二 住所
 - 三 電話番号
 - 四 電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）
 - 五 生年月日
- 2 規則第二条第二項の最高裁判所の細則で定める方法は、電子申立て等をしようとする者が、前項の電子計算機から、他人から容易に推測されない符号を同項の情報システムに登録する方法とする。
 - 3 識別符号を付与されている者は、第一項の規定により登録した事項に変更があったとき又は識別符号の使用を廃止するときは、遅滞なく、同項の電子計算機から同項の情報システムにその旨を登録しなければならない。

附 則

この細則は、令和四年四月一日から施行する。